

別紙

「@nifty 光 with フレッツ」・「@nifty 光ライフ with フレッツ」利用規約 新旧対照表

新	旧
2025 年 7 月 1 日	2024 年 8 月 1 日
第 1 条（目的） 本規約は、NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供する IP 通信網サービスのうち、別途ニフティ株式会社（以下「当社」といいます。）が定めるサービス（以下「フレッツ光等」といいます。）を当社のインターネットサービスである@nifty（以下「@nifty」といいます。）と共に提供する「@nifty 光 with フレッツコース」（以下「光 with フレッツ」といいます。）および「@nifty 光ライフ with フレッツコース」（以下「光ライフ with フレッツ」といい、「光 with フレッツ」および「光ライフ with フレッツ」を総称して「本サービス」といいます。）を、@nifty 会員（以下「利用会員」といいます。）が利用する際の条件を定めることを目的とします。 第 7 条（2 年割プラン解除違約金） 対象コースのうち、「2 年割プラン」には 2 年間の契約期間が設定されています。新規にフレッツ光回線と@nifty 光ライフ with フレッツ 2 年割プランをお申し込みいただいた場合の契約期間は、ご利用開始月（無料期間）と 2 年間（ご利用開始月翌月～24 カ月後の月末まで）となります。すでに他社でフレッツ光回線をご利用で 2 年割プランに乗り換えていただいた場合や、@nifty 光 with フレッツをご利用で 2 年割プランに変更いただいた場合の契約期間は、ご利用開始月と 2 年間（ご利用開始月翌月～24 カ月後の月末まで）となります。初回の期間満了後は、2 年ごとの自動更新となります。契約更新期間（契約期間満了月から翌々月までの 3 カ月間）以外でコース変更または解除された場合、違約金 1,100 円（不課税）がかかります。2022 年 6 月 30 日以前にお申し込みされたお客様の違約金は、2025 年 7 月以降初回の契約更新までは 3,300 円（不課税）です。 違約金は、ご利用開始月にコース変更または解除された場合にもかかります。 附則 1.この規約は 2025 年 7 月 1 日から効力を有するものとします。	第 1 条（目的） 本規約は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）または西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）の提供する IP 通信網サービスのうち、別途ニフティ株式会社（以下「当社」といいます。）が定めるサービス（以下「フレッツ光等」といいます。）を当社のインターネットサービスである@nifty（以下「@nifty」といいます。）と共に提供する「@nifty 光 with フレッツコース」（以下「光 with フレッツ」といいます。）および「@nifty 光ライフ with フレッツコース」（以下「光ライフ with フレッツ」といい、「光 with フレッツ」および「光ライフ with フレッツ」を総称して「本サービス」といいます。）を、@nifty 会員（以下「利用会員」といいます。）が利用する際の条件を定めることを目的とします 第 7 条（2 年割プラン解除違約金） 対象コースなどのうち、「2 年割プラン」には 2 年間の契約期間が設定されています。新規にフレッツ光回線と@nifty 光ライフ with フレッツ 2 年割プランをお申し込みいただいた場合の契約期間は、ご利用開始月（無料期間）と 2 年間（ご利用開始月翌月～24 カ月後の月末まで）となります。すでに他社でフレッツ光回線をご利用で 2 年割プランに乗り換えていただいた場合や、@nifty 光 with フレッツをご利用で 2 年割プランに変更いただいた場合の契約期間は、ご利用開始月と 2 年間（ご利用開始月翌月～24 カ月後の月末まで）となります。初回の期間満了後は、2 年ごとの自動更新となります。契約更新期間（契約期間満了月から翌々月までの 3 カ月間）以外でコース変更または解除された場合、違約金 1,100 円（不課税）がかかります。2022 年 6 月 30 日までにお申し込みされたお客様の場合、違約金は 3,300 円（不課税）です。違約金は、ご利用開始月にコース変更または解除された場合にもかかります。 附則 1.この規約は 2024 年 8 月 1 日から効力を有するものとします。